

開催日時：	2004 年 12 月 18 日（土）13：30～16：45
場 所：	カラスマプラザ 21 8 階 大・中ホール
参加者数：	委員 17 名、河川管理者（指定席）13 名、一般傍聴者（マスコミ含む）56 名

1．決定事項

- ・事業進捗状況の各項目への意見（案）作成分担が決定した。下記の分担に従って、各項目への意見（案）をとりまとめた後、作成担当者・部会長・部会長代理が淀川部会意見書（案）を作成し、各委員に修正・異論がないかを照会する。異論がなければ、淀川部会意見として確定する。
- ・[調整会議でとりまとめた意見の修正] 川上委員、[治水-1] 寺田部会長、[治水-7-2 治水-9 治水-12-6] 川上委員、[環境-6 環境-8 環境-10 環境-18] 渡辺委員、[環境-22 環境-27] 倉田委員、[計画-1] 塚本委員、[環境-29 環境-35 環境-36] 大手委員、[環境-47 環境-53] 有馬委員

2．審議の概要

資料 1-1「河川整備計画進捗状況（実施）（調査・検討）報告項目」、資料 1-2「河川整備計画基礎案に係る事業進捗への意見書（案）」を用いて、事業進捗状況に寄せられている委員の意見について説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り（例示）。

調整会議のとりまとめ意見が出されている項目に関する意見交換

- ・利水-1 [5.4(1) 利水者の水需要精査確認]
- ・調整会議の取りまとめ内容は適正なものだ（部会長）
- ・利水-2 [5.4(2) 水利権の見直しと用途間転用]
- ・「安易かつ恣意的」のうち「恣意的」に関しては語意が強いので、削除する。
- ・利水-4 [5.4(4) 渇水対策会議の改正を調整（水需要の抑制）]
- ・これまでの渇水対策会議は、渇水時のみに開催される会議だったため、限界があった。今後は平常時でも開催していくということだが、水需要抑制につながるような会議になる可能性はあるのか（部会長）

昨年の 3 月以降渇水対策会議を 5～6 回程度開催して利水者や府県の方々に国土交通省の考え方を説明したり、意見交換を行っている。また、琵琶湖・淀川流域の再生という関係省庁や関係府県が集まった場で協議会を作って今後の琵琶湖・淀川水系をどうしていくかという協議を行っており、この中で今後の連携の枠組みが重要だという議論をしており、そういった枠組みができれば我々の意志を伝えていく場にしていかなければならないと考えている。（河川管理者）
- ・河川管理者は連携して節水活動を有効にするための補助金等の活動は行っているのか。

具体的に補助を行っているような状況ではないが、節水キャンペーンの中の一つとしてシンポジウムを開催した。
- ・利用-14 [5.5.3(5) 船舶航行環境影響検討]
- ・砂利船の航走波によって水際がえぐられているところもあるし、貝類が波にあらわれてしまうケースもある。また、ヨシに卵が付着している産卵期には影響が大きいのではないかと考えている。
- ・意見書（案）では「観光のための舟運はできるだけ制限されるべき」としているが、川から見てもらうことも大切だ。意見書では、もう少し柔らかい記述に改めた方がよいのではないか。
- ・川に親しみを持ってもらう必要性はあるが、大型船による舟運はやめるべきだ。
- ・観光舟運には、エコツーリズムという概念も含まれている。舟運による環境への影響はあるだろうが、全面的に禁止するのではなく、環境への配慮やいくつかの条件を付ければ可能ではないか。
- ・船舶の航行を許可すると、プレジャーボートの規制が難しくなるのではないか。意見書では、河川環境が危機的状況にあるという中で舟運のあり方を考えて頂きたい。
- ・河川管理者が実施した舟運による環境への影響調査やモニタリングでは不十分だ。

- ・最終行の「淀川環境委員会」に関する記述は削除する。

実施項目とされている事業進捗状況について

治水-7-2 [5.3.1(1) 淀川高規格堤防整備事業 (新町)]

- ・高規格堤防は、マンションができると、河川側から見て良くない。河畔林を植える等の工夫が必要だ。
 - ・高規格堤防には、破堤しないという利点がある一方で、全川で実施するには財政的にも不可能。他にも、河川景観上の問題もあるため、高規格堤防だけに頼ってはいけない(部会長)。
 - ・河川公園をリハビリ空間として活用するとのことだが、公園として造成するのは避けてほしい。
- 治水-9 [堤防補強 (淀川堤防強化委員会終了)] 治水-12-6 [堤防補強 (下津屋地区)]
- ・堤防補強には反対しないが、弱い堤防を補強するだけではなく、越水による破堤にも効果のある堤防を目指すべきであり、そのために効果的なやり方と技術的な検討を進めるべきだ(部会長)。
- 環境-10 [5.2.1(1) 横断方向の河川形状の修復を実施 (下津屋地区)]
- ・高水敷を切り下げると堤防が弱くなるという地元住民の不安の声も聴いている。高水敷の切り下げ実施にあたっては、地元住民に十分な説明をした上で実施していくべきだ。

検討項目とされている事業進捗状況について

環境-22 [5.2.1(2) 縦断方向の河川形状の修復の検討 (魚類の遡上・降下)]

- ・魚道については、木津川上流河川環境研究会の魚道部会から情報を提供してもらった上で意見を作成しなければ、中身のない意見書になってしまうか。

研究会として結論を出せる段階ではないので、現段階でどこまで情報を提供できるのか、研究会と調整したい(河川管理者)。

計画-1 [5.1.2(2) 河川レンジャー]

- ・河川管理者は、河川レンジャーの役割として「河川管理行為の支援」を挙げており、これに対して委員から「権限を与えるべき」との意見が出されているので、議論しておく必要がある(部会長)。
- ・「河川管理行為の支援」が河川レンジャーの役割になるのであれば、やはり、何らかの権限が必要になるのではないかと考えている。
- ・ある程度の規約を先に作ってしまい、それを議論するという方向性もある。
- ・「河川管理行為の支援」の実効性をあげるためには、少なくとも、現場の声を尊重して施策に反映していくという役割は明確にしなくてはならない(部会長)。
- ・河川レンジャーは、歴史教育担当、運動施設担当等、いくつかに区別して展開した方がよい。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者4名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・意見書(案)に現場の住民の声が反映されているのかどうか、大いに疑問だ。
- ・事業進捗状況の治水-4(湧水対策会議の改正を調整)への意見として、琵琶湖の水位を基準とした対応(例えば、BSL - 60cm で取水制限をいくりにするとか、維持流量をいくりにする等、関連するところをセットで具体的に実施する)を盛り込んでほしい。
- ・大阪市では舟運を地域の活性化のために考えている。河川は上流・中流・下流で事情が違っており、特に下流の河川敷は大勢の人に利用されている。
- ・環境を重視している委員ばかりだ。次の委員会では、地元の意見を取り入れる委員を追加する等、委員バランスを考えるべき。また、地域の行政担当者も参加していない。これも改善すべき。
- ・事業進捗状況報告の治水-7-2(淀川高規格堤防整備事業(新町))への意見が委員から出されているが、この内容では弱い。高規格堤防への意見書は、他地域の高規格堤防事業にも影響を及ぼすので、より明確な考え方を示して頂きたい。

このお知らせは委員の皆様主に決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。